

(1) - 3

令和 5 年 6 月 30 日



茨城県知事 大井川 和彦 殿



水戸市六反田町 1136 番地 1
ふるじゅくがい
社会医療法人財団 古宿会
理事長 中川 裕司

決 算 届

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書
7. 公認会計士の監査報告書の写し



[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人財団 古宿会
- ① ■ 財団 □ 社団 (□ 出資持分なし □ 出資持分あり)
② ■ 社会医療法人 □ 特別医療法人 □ 特定医療法人
□ 出資額限度法人 □ その他
③ □ 基金制度採用 ■ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市六反田町1136番地1
- (3) 設立認可年月日 昭和40年12月18日
- (4) 設立登記年月日 昭和40年12月18日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	中川 裕司	法人本部長
理事	小野 陸	会長
同	鈴木 重穂	高萩八幡宮 宮司
同	大河内 信弘	水戸中央病院 管理者
同	湯沢 賢治	小美玉市医療センター 管理者
同	野口 良輔	水戸中央クリニック 管理者
同	佐藤 寿加	笠間中央クリニック 管理者
監事	原 毅	原外科医院 院長
同	上甲 宏	上甲医院 院長
評議員	北尾 哲郎	経営有識者（岡村総合法律事務所 弁護士）
同	安 徹	経営有識者（みとみらい法律事務所 弁護士）
同	空本 光弘	経営有識者（空本会計事務所 公認会計士）
同	羽鳥 順治	経営有識者（羽鳥社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士）
同	飯田 信之	医師（飯田内科医院 院長）
同	鴨志田 修	経営有識者（一般社団法人 常陸太田市観光物産協会）
同	高浜 佐智子	元法人看護部 部長
同	鹿志村 さかい	元法人看護部 部長

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	1 水戸中央病院	茨城県水戸市六反田町 1136番地1	一般病床 65床 療養病床 88床 地域包括ケア病床 25床
	2 小美玉市医療センター	茨城県小美玉市中延 651番地2	一般病床 80床
診療所	1 水戸中央クリニック	茨城県水戸市柳町1丁目 15番1号	
	2 笠間中央クリニック	茨城県笠間市福原 3633番地3	
介護老人保健施設	介護老人保健施設ひまわり水戸	茨城県水戸市百合が丘町 814番477	入所定員 100名 通所定員 45名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションまこと	茨城県水戸市百合が丘町 814番477	
居宅介護支援事業所 ケアセンターまこと	茨城県水戸市百合が丘町 814番477	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に理事会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年 6月25日 令和3年度事業報告、決算報告及び利益金処分案承認の件
役員の退任及び定年に関する規程の一部改正等
理事長の交代について
- 令和4年12月 7日 令和4年度中間決算報告
- 令和5年 3月25日 令和5年度事業計画及び収支予算案承認の件
令和5年度における借入金額最高限度額承認の件
理事及び監事候補者の選出について
理事候補者の定年延長について

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

該当なし

様式2

法人名 社会医療法人財団 古宿会
 所在地 茨城県水戸市六反田町1136番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 産 領	7,139,024 千円
2. 負 債 領	7,092,118 千円
3. 純 資 産 領	46,906 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,052,840
B 固定資産	6,086,184
C 資産合計 (A+B)	7,139,024
D 負債合計	7,092,118
E 純資産 (C-D)	46,906

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 社会医療法人財団 古宿会
 所在地 茨城県水戸市六反田町1136番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,052,840	I 流動負債	2,122,058
現金及び預金	150,609	買掛金	199,160
事業未収金	797,242	未払金	140,765
未収金	47,109	短期借入金	857,000
棚卸資産	57,364	一年以内返済長期借入金	569,779
立替金	433	一年以内リース債務	177,973
前払費用	5,609	預り金	1,155
貸倒引当金	△ 5,529	従業員預り金	22,064
		未払費用	61,759
		入院保証金	8,699
II 固定資産	6,086,184	未払法人税等	252
1 有形固定資産	5,669,245	賞与引当金	72,360
建物	4,407,298	未払消費税	11,089
構築物	167,862		
医療用器械備品	40,265		
その他の器械備品	21,243	II 固定負債	4,970,060
車両及び船舶	5,032	長期借入金	4,592,259
土地	543,065	退職給付引当金	50,878
リース資産	478,594	役員退職慰労引当金	26,302
その他の有形固定資産	5,885	一年超リース債務	300,620
	49,189		
2 無形固定資産	35,858	負債合計	7,092,118
借地権	6,410		
ソフトウエア	3,584	純資産の部	
電話加入権	3,336	科目	金額
水道施設利用権		I 積立金	
		設立等積立金	50,000
3 その他の資産	367,749	繰越利益積立金	△ 3,094
出資金	8,175		
有価証券	1,100		
長期貸付金	77,146		
差入保証金	10,910		
生命保険積立金	133,154		
敷金	2,714		
長期前払費用	51,810		
その他の固定資産	82,739	純資産合計	46,906
資産合計	7,139,024	負債・純資産合計	7,139,024

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-1

法人名 社会医療法人財団 古宿会
 所在地 茨城県水戸市六反田町1136番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,932,544
2 事業費用	
(1)事業費	4,972,782
(2)本部費	4,972,782
本来業務事業損失	40,238
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	18,742
2 事業費用	77,394
附帯業務事業損失	58,652
事業損失	98,890
II 事業外収益	
受取利息	142
補助金収入	213,932
その他の事業外収益	51,819
265,893	
III 事業外費用	
支払利息	80,563
その他の事業外費用	170,946
251,509	
経常損失	84,506
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	84,506
法人税・住民税及び事業税	252
当期純損失	84,758

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 社会医療法人財团 古宿会
 所在地 茨城県水戸市六反田町1136-1

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
 2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式5

監事監査報告書

社会医療法人財団 古宿会
理事長 中川 裕司 殿

私たちは、社会医療法人財団古宿会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月16日

社会医療法人財団 古宿会

監事 住所

氏名

原

印

監事 住所

氏名

二甲

独立監査人の監査報告書

令和5年6月12日

社会医療法人財団 古宿会
理事 会 御 中

監査法人 [REDACTED] 事務所

[REDACTED]
代表社員 公認会計士
業務執行社員 [REDACTED]

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人財団 古宿会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これ

には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。